

豊 教 職 第 1390 号
令和 5 年（2023 年）12 月 4 日

全教豊中教職員組合
執行委員長 三輪 浩一 様

豊中市教育長 岩元 義継

令和 5 年度（2023 年度）統一交渉に係る要求について（回答）

このことについて、令和 5 年（2023 年）10 月 13 日付で申入れがあった 2024 年度教育要求書・提議書について、下記のとおり回答します。

記

1. 1966 年にユネスコにおける特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」、CEART 勧告を尊重して教育行政をすすめること。
2. 貴教育委員会がすすめる教育行政は憲法と教育の条理にもとづいてすすめること。
3. 政治の教育への不当な介入を許さず、教育の自由、教職員の政治的自由を尊重すること。
4. 労使慣行を尊重し、事前協議は誠意をもってつくすこと。

【回答】これまでの労使慣行を尊重し、引き続き教職員の勤務条件の改善に努めてまいりたい。

5. 組合から交渉の申し入れがあれば「誠実団交義務」を守って、交渉をおこなうこと。勤務・労働条件に影響する変更は、全教豊中教職員組合と必ず事前協議を行うこと。
6. 組合事務所の移転先について、組合差別をしないこと。豊中市教育委員会として責任を持って対応すること。

【回答】要望については、担当部署に伝えているところである。

7. 教職員の長時間労働が社会的に問題になっている。豊中市においても多くの教職員が勤務時間

内に仕事が終わらない状況である。ゆきとどいた教育を保障するために、教職員がゆとりをもって教育活動できる環境整備をすすめる必要がある。

① 国・府に対してさらなる少人数学級や教職員定数増を求めること。

② 35 人学級を前倒し実施するとともに、豊中市としてさらなる少人数学級をすすめ、教職員の負担を軽減し、子どもたちへのていねいなかかわりができるようにすること。

【回答】令和 4 年度（2022 年度）から高学年教科担任制を優先することとし、35 人学級については令和 6 年度（2024 年度）に 5 年生まで、令和 7 年度（2025 年度）に 6 年生まで 35 人学級が実施されるものと認識している。

③ ●「持ち授業時間数」を減らして、勤務時間内に教材研究する時間を保障すること

【回答】市独自の教員の加配を進めているところである。

④ ●年度当初に、新年度教育計画を進める上で必要な人的（首席補助・時間講師等）な教育環境整備を行うこと。

⑤ ●職員の勤務時間外にあたる、朝登校してくる児童の安全管理のための見守り体制を整えること。

⑥ ●前倒し任用（事前任用）をフルに活用して、7 月末までに産休に入る人が安心して休めるようにすること。

【回答】引き続き努力したい。

⑦ ●高学年で教科担任制をおこなうなら、専科の人員配置を増やし負担軽減をはかること。

【回答】引き続き努力したい。

⑧ ●外国から転入してきた児童・生徒の授業補助時間数を増やすことで、学級担任の負担軽減をはかること。人的な支援を拡充すること。

【回答】府に要望し、日本語指導加配が増員されたところである。

8. ●転勤は教職員の勤務労働条件の大きな変更である。

① ●産休中、病休中の異動は行わないとともに、産休明け、病休明けの、本人が希望しない異動は行わないこと。

② ●希望しない短期年限の職場異動は、おこなわないこと。

【回答】人事異動基本方針に沿って適切に行ってまいりたい。

9. 国際機関 ILO・ユネスコ共同専門家委員会 (CEART) は大阪府がすすめる教員評価制度が「教員の地位に関する勧告」(1966 年) から逸脱していると批判し、その「根本的な再検討」を求めている。(2008 年) 教育は教職員が協力し合い、子どもの人間的な成長を保障する営みである。しかし、「評価・育成システム」はそれぞれが目標達成、成果を出すためのとりくみが強いられている。自己申告票の書き直しによる負担も増えている。また、納得のいかない評価基準による評価結果など、教職員からの不満の声が毎年うまれている。

① 「評価・育成システム」をおこなわないこと。

② 「苦情審査会」は独立した「第三者機関」とすること。

【回答】府の制度に沿って苦情審査会を設置し、客観・公正に審査しているところである。

10. 労働安全衛生法に基づく学校環境、勤務労働条件を整えること。

① ●豊中市学校施設事業場労働安全衛生委員会で、労働者委員の選出方法を今年度から突然変更した経緯を明らかにすること。また、「委員会を設けるべき事業者以外の事業者」が講ずるべき、関係労働者の意見を聴くための機会を具体的に設けること。

【回答】関係法令に基づき適切に対応していきたい。

② ●着信履歴の残る電話機にすること。

【回答】要求の主旨を明らかにされたい。

③ ●教室・職場が快適な室温環境になるために最上階教室の屋上の遮熱対策を施すこと。

【回答】他の事業等との優先順位を考慮しながら設置できるよう努力したい。

④ ●快適な作業環境にするため、特別教室準備室のエアコン設置をすすめること。

【回答】エアコンについて、学校からの要望を基本とし、他の事業等との優先順位を考慮しながら設置できるよう努力したい。

⑤ ●職員用トイレを整備し、温水シャワー付き暖房便座を設置すること。また、洋式化をすすめること。

【回答】トイレの洋式化について令和 7 年度末での完了をめざし現在取組みを進めており、その中で対応を図っていききたい。

- ⑥●教育委員会等が主催する授業研究発表会開催校の勤務時間管理を使用者としておこなうこと。
休憩時間が保障されない、長時間勤務の実態を是正すること。

【回答】休憩時間が保障されていないとは認識していない。在校等時間を適切に把握し是正に努めたい。

- ⑦ハラスメントのない快適な職場環境づくりをすすめること。令和 4 年 11 月施行の「豊中市ハラスメント指針」を組合などの声も聞いて改善をすすめること。

【回答】各種ハラスメントに関する指針を策定し、ハラスメントのない教職員が安心して働くことのできる職場環境づくりに向けた取組を進めているところである。

- ⑧ アスベストの危険性について正確な情報を教職員に周知すること。

1 1.教職員の勤務負担軽減・労働条件の改善を抜本的におこなうこと。

- ①文科省「働き方改革（平成 31.3.18 通知）」が指摘する「適正な勤務時間の設定」を検討すること。勤務時間前の出勤を前提とした各学校の教育計画について、その改善策を豊中市市教委として示すこと。

【回答】学校運営上必要があれば、勤務時間の割り振り変更で対応したい。

- ②出退勤システムを活用し長時間労働の原因を分析し、長時間労働の解消につなげること。

【回答】長時間労働の解消に努めたい。

- ③「新出退勤システム」「校内支援システム」「コドモン」導入等にもない、データ入力作業やデータ確認作業など新たな負担が生じている。生じた問題・課題について、誠実に対応すること。

【回答】要求の主旨を明らかにされたい。

- ④教職員が分担しておこなっている施設・設備の安全点検を専門性のある人が行うこと。

- ⑤●運動会・体育大会において日射病、熱射病の危険性が増している。テントの設置・撤去が教職員の大きな負担になっている。軽減するための予算化を行うこと。

【回答】各校で運動会・体育大会の時期やあり方について、検討いただきたい。

1 2. 臨時教職員の勤務労働条件のさらなる改善をすすめること。

①●会計年度職員（非常勤講師）の勤務時間管理を使用者としておこなうこと。

②非常勤講師の賃金、交通費、一時金、有給休暇、健康保険、研修などの待遇改善が引き続き行われるよう府に強く働きかけること。

【回答】非常勤講師の待遇改善に関する要求には応じられない。

③希望する臨時教職員の雇用保障をおこなうとともに、均等待遇に向けた方途の検討を早急にすすめること。

【回答】臨時教職員の雇用保障、均等待遇に関する要求には応じられない。

④人員不足を解消するためにも市費講師（任期付常勤職員・会計年度職員、非常勤職員等）の賃金面での待遇改善をさらに行うこと。

【回答】市費の任期付常勤講師については、給与の格上げを既に行った。

⑤健康診断の公費負担の範囲を拡大すること。

【回答】一律公費で負担することは困難である。

1 3. 教育条件の充実・整備をすすめること。

①郷土資料館を有効に活用するために、バスの借り上げ運行を行い、市内すべての地域の子どもたちが現地で学習することを保障すること。

②小学校3年生の子どもたちが公共施設の役割の一つとして具体的に学習する公共図書館を、歩いて行ける場所に今後とも維持し、なくさないこと。

1 4. 学校・教室環境を改善すること。

①児童・生徒の教室ロッカーが少ない等の問題をもつ教室は改修を行うこと。また、今のランドセル規格にあったロッカーを設置すること。

②机の広さを教科書サイズに合わせたものに改善すること。

③音がうるさく、体育館での授業に支障をきたす現状の冷風扇ではなく、避難場所となることも想定し、空調（エアコン）設置への計画をたてること。

1 5. 学校を統廃合するのではなく、世界では当たり前の小規模な学校のよさを生かした学校づく

りをすすめること。

- ①義務教育学校・「学園制」小中一貫校計画を幅広く市民に知らせ、子ども・保護者・地域住民、教職員の声を聞いてすすめること。

16. ●教員免許更新制の廃止と教育公務員特例法一部改正にかかわって教員免許更新制の廃止の一方、教育公務員特例法を一部改訂して「研修などに関する記録」を行うことを義務付けた。

「研修の記録」は、あらたに教職員の業務負担を著しく増大させる。「研修の記録」は自主的・主体的な研修を教育委員会が縛ることとなり、教職員の資質向上にマイナスに働くと考える。

- ①憲法に保障された「学問の自由」に基づく教育研究活動を保障すること。
- ②研修は教職員の権利であり、個々の自主性を尊重し、承認研修の対象を拡大するなど、自主的研修を保障すること。

【回答】研修は積極的かつ主体的に参加することが大切であると考えている。今後とも、研修内容の充実に努めていくとともに、情報提供に努めていきたい。

17. 学習指導要領はあくまで大綱的な基準である。

- ① 学習指導要領が述べる「各学校において・・・教育課程を編成するものとする」ことを確認するとともに、各学校の教育課程編成権を尊重すること。
- ② 校内の教育活動以外の研究指定校等については「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3.18通知）」にあるように大胆に見直すこと。
- ③●大幅に標準授業時数をこえている学校がある。教職員への負担が大きいとともに、子どもにとっても負担になっている。この点を改善すること。

【回答】要求の主旨を明らかにされたい。

18. 教職員の負担増と子どもの自尊感情の低下につながり、法令上の権限を逸脱している大阪府新学力テスト（すくすくウオッチ）の中止を大阪府に求めるとともに、豊中市として参加しないこと。中学校生活が歪められ、重大な問題点をもったチャレンジテストを中止するように大阪府に強く申し入れること。

19. 「教員不足」を解消するため必要な新規採用者数を増やすこと。

20. 文科省「適正規模・適正配置等の手引き」（平成27年）で指摘する問題を解決するための措置をとること。

- ①過大規模、大規模校の問題解消に向けての計画をたてること。
- ②大規模校での負担軽減のための図書館司書の複数配置をおこなうこと。

21. ●庄内さくら学園の経験を生かして、南校（仮称）の学校施設・教育環境の整備をすすめること。また、職場教職員の声を聞いて、千成小・庄内南小の同居時期の職場環境の条件整備をすす

めること。

【回答】（仮称）南校についても、庄内さくら学園と同様に「自ら考え、行動し、仲間とともに豊かな社会をつくるこども」をめざし、関係校の教職員と協議調整を図りながら教育環境の整備に取り組んでまいりたい。千成小・庄内南小の同居に係る学校環境・教育環境の整備をすすめることに努めていきたい。

2 2. 学校給食について、地球環境を考え、子ども本位の抜本的な対策を行うこと。

①学校給食の無償化を進めること。

②民間に任せるのではなく、直営の方向性をさぐること。

③食育、アレルギー対応などに対する教員の負担を軽減するため、全校に栄養教諭の配置をおこなうよう大阪府に要望すること。

【回答】栄養教諭については、全校に配置するよう府を通じて国に要望しているところである。

④国産・有機の食材を使用すること。安全性に不安のある食材は必要な検査をおこなうこと。

⑤食品ロスやプラスチック使用についての問題を解消する学校給食をすすめること。

2 3. 地震・大型台風、洪水・内水氾濫を想定した学校の教育環境の整備を早急にすすめること。

①教室などの窓ガラスを強化やガラスが飛散しない長期・短期の計画をたてること。

②体育館トイレの洋式化をすすめること。

③南部地域における学校施設を利用した避難場所対策の具体化をはかること。

2 4. UNESCO 世界報告書「教育におけるテクノロジー:誰の条件に応じたツール」(2023) は ICT 教育に警鐘を鳴らし、「適切な使用」をよびかけている。

①ICT 教育を進める上で、ICT 支援員は教職員の負担軽減に欠かせない。来年度も継続して配置できるようにすること。

②どのような授業方法をおこなうかは「教育をつかさどる」教諭に委ねられている。一律のタブレット使用を押し付けないこと。

2 5. ●不登校、教室に入れない児童・生徒が増加している。始業前や放課後指導も含め個別の対応が必要なケースもある。授業中に個別指導ができないため、休憩時間に指導をすることもある。SC,SSW との面談や保護者の相談、外部機関とのカンファレンスなどの時間も必要である。そのために勤務時間が圧迫されている。個別指導の場所が確保できないため、校長室、保健室、廊下の一角などを整備する必要がある。

不登校や教室に入れない児童・生徒の対応に関わる人員増、環境整備を行うこと。

【回答】学校からの要望を基本とし、他の事業等との優先順位を考慮しながらすすめるよう努力したい。

26.●支援学級在籍の児童・生徒の増加、多様化で慢性的な人手不足の実態がある。児童・生徒の安全確保はもちろんのこと、指導上も介助員とのチームワークは必要不可欠である。

また、今年度より介助員の仕事として通級指導教室に入室する児童・生徒の通常学級における介助の仕事も加わった。介助員の大幅増を要求する。

【回答】昨年度も介助員を大幅増員したところである。今後においても、児童生徒の状況に応じた介助員の配置と教職員の負担軽減策を講じていきたい。

27.●1校に1基のエレベーター設定はもちろんのこと、渡り廊下でつながるなど一か所のエレベーターで校舎内の移動が対応できない学校については校内の必要な場所への移動ができるエレベーター設置を要求する。必要なエレベーターが設置できていない学校は、児童・生徒の移動は教職員が抱きかかえたり階段昇降機を使用したりする必要がある、心身ともに負担が大きい。

【回答】エレベーターが設置できていない学校への対応を最優先、令和7年度末での完了をめざし取り組んでいるところである

28.●支援コーディネーターの選任により研修が進み、校内委員会やケース会議が増えなど特別支援教育の充実が図られているが、専門的知識や経験を要する支援コーディネーターの仕事量が激増している。SC,SSWとの面談の時間も必要である。支援コーディネーターの専任化を要求する。

29.●巡回相談の事業において、巡回相談員の一部を通級指導教室担当者が受け持っている。巡回相談の時間の通級指導教室の補充指導や相談準備のための時間で仕事量が増加している。専任の巡回相談員を置くことを要求する。

30.●養護教諭の労働過重解消のための大幅定数増を求めます。

①養護教諭の労働内容は質・量ともに急激に変化しており、今の配置基準では労働過重である。心身の健康に配慮を要する児童生徒が増えていることや、感染対策・体調不良者の対応で、養護教諭の負担はさらに増大している。負担軽減のための改善策を示すこと。

【回答】引き続き、本市政策に連動した人的支援に努めたい。

女性部

私達女性教職員は、自らの命と健康を守り、母性を大切にしながら、一人ひとりの子どもにゆきとどいた教育を実現するため、下記のことを要望します。

貴教育委員会は下記事項を十分に検討し、すみやかに解決されるよう要望します。

記

(1) 労働安全衛生法に基づく職場環境を整えること。

① 休養室の整備改善を行うこと。

(洗濯・乾燥機、流し台又は洗面台、カーテン又はブラインド、畳、ベッドかソファ、網戸、など)

【回答】休養室等の不備な点については、学校から要望があれば調査し整備していきたい。

② 男女別の更衣室に温水シャワーを設置すること。(職員室の近く)

【回答】温水シャワーについては、学校からの要望で風呂場に設置しているが、男女別に設置することは、困難である。しかし、校舎建替えや改築工事の際には、男女別に設置できるよう努めていきたい。設置済シャワー設備の不都合があれば、学校要望により対応していきたい。

③ 職員用トイレに温水シャワー付き暖房便座を設置すること。

【回答】職員用トイレに温水シャワー付き暖房便座を設置することについては、学校からの要望をもとに優先順位をつけ検討していきたい。

(2) 妊娠・出産に限らず不妊・不育・更年期障害の治療なども含め、女性教職員の健康管理・母性保護を充実すること。

① 母性保護の観点から、該当者がその権利を気兼ねなく行使できるようにすること。

【回答】母性保護についてはこれまでも管理職研修会等で周知してきているが、引き続き母性保護についての認識や制度について丁寧に周知することで徹底に努めたい。

② 妊娠中の教職員がさまざまな感染症のリスクを負わないように配慮すること。

③ ストレスによる心身の不健康な状態、婦人科疾患、腰痛、頸腕障害、声帯ポリープなどの職業病、アスベストによる健康への影響など、教職員の健康実態を把握し、予防に努め治療しやすい環境を整えること。

【回答】教職員健康診断結果については産業医による意見聴取に基づき受診勧奨を行うとともに、産業医による健康相談も随時受け付けており、今後も引き続き予防等に努めたい。

- ④妊娠判明時から産休代替につづくような補助教職員を配置することや、授業持ち時間の軽減など妊娠中の労働軽減の措置をはかること。

【回答】妊娠中の労働軽減については、妊婦通勤緩和など母性保護に関する休暇の取得とあわせて、体育実技軽減講師の配置を行っており、今後も制度の適正な運用に努めたい。

- ⑤体育実技負担軽減講師、産休代替講師を適切に配置するなどして、勤務に支障がきたさぬよう、また現場の負担軽減に努めること。

【回答】体育実技軽減講師や産休代替講師の配置は、制度に基づき行っている。引き続き講師の確保に努めたい。

- ⑥男性の子育て参加を推進すること。男性が育児休業を取得しやすいように、条件整備をはかること。

【回答】「豊中市特定事業主計画」に沿って取り組み行っていきたい。

- ⑦産育休中、明けの異動は本人が希望しない限り行わないこと。

【回答】人事異動基本方針に沿って適切に行ってまいりたい。

- ⑧子育てしやすい制度の充実を市として行うこと。また、現行の育児休業法の不備を是正させるよう国や府に強く働きかけること。

- ⑨介護(看護)欠勤は、必要な期間取れるようにし、法律・条例に基づく有給保障の介護(看護)休暇制度確立のため努力するよう、府教委に強く働きかけること。

【回答】制度に沿って所定の手続きで取得されたい。

- ⑩子の看護休暇を取得しやすいようにすること。

【回答】制度に沿って所定の手続きで取得されたい。

- (3) 修学旅行・林間学舎等の宿泊行事中の児童・生徒の健康安全はゆきとどいた配慮が必要である。教職員の負担を軽減するための看護師付添い制度を充実し、活用しやすくすること。

- ① 宿泊行事への看護師の付添い制度を維持・充実させること。
- ② 要望のある学校には、市が看護師を斡旋すること。
- ③ 看護師の待遇（日当の引き上げ、交通費の支給等）を改善すること。

養護教員部

養護教諭（養護助教諭を含む）の労働条件改善のために、すみやかに下記事項の措置を講じられま
すよう強く要求します。

1. 養護教諭の労働過重解消のための大幅定数増を求めます。

- （1）養護教諭の労働内容は質・量ともに急激に変化しており、今の配置基準では労働過重である。
心身の健康に配慮を要する児童生徒が増えていることや、感染対策・体調不良者の対応で、養
護教諭の負担はさらに増大している。負担軽減のための改善策を示すこと。

【回答】引き続き、本市政策に連動した人的支援に努めたい。

- （2）養護教諭の病気療養・介護休暇、妊娠判明時、育児のための短時間勤務の際は、早急に代替講
師、及び、負担軽減講師を確保すること。また、負担軽減講師の勤務労働条件をよくするよう
府に強く働きかけること。
- （3）養護教諭の採用募集人数を適正に増やし、代替講師の不足による欠員を作らないこと。
- （4）再任用では多様な働き方ができるよう府に働きかけること。
- （5）養護教諭は各学校 1 名または 2 名の少数職種であり、労働内容も専門的であるため代われる
教職員が少なく、休憩時間を取りたくてもとれていないのが現状である。休憩時間をとれるように
するために、具体的な方策を示すこと。

【回答】休憩時間については、校長より明示された時間に取得できるよう努めたい。

2. 働きやすい施設・設備・制度について次のことを求めます。

- （1）現代の子どもたちに合った健康診断、救急処置、保健指導、相談・支援活動が行えるよう現場
の声を聞き、保健室の施設設備を充実させること。学校予算で間に合わない備品については
市より直接配当すること。
- （2）医薬材料費を、在籍数や地域の実態に見合う額にすること。執行については、養護教諭の意向
が尊重されるよう配慮すること。節約のため量販店等で安価な物品を現金で購入できるよう
にすること。
- （3）足のけがや体調不良等のため徒歩で帰宅できない児童生徒を自宅へ送る際や、病院搬送後養
護教諭が 1 人で帰校する際に、負担軽減のためタクシーを使用できるよう制度を整えること。
- （4）現行のスポットクーラーは体育館全体を冷やすことができない。体育館にも早急にエアコン

を設置し、熱中症予防対策に努めること。

3. 養護教諭の心身の負担を軽減するため健康診断について次のことを求めます。

- (1) 定期健康診断の実施において、学校行事として協力体制のある現場となるように、管理職を指導すること。
- (2) 心臓検診について
 - ①命に関わる心臓病児童生徒の確定診断まで市が実施し、健康管理に責任をもつこと。
 - ②精密検査未受検者をなくすこと。
 - ③受診していない児童は、水泳授業に参加できないなど市として決まりを作ること。
 - ④教育委員会も要管理者を把握しておくこと。
 - ⑤教育委員会として、未受診者の実態を把握し、学校との連携を密にすること。
- (3) 校医検診について
 - ①歯科検診の際の記録者を教育委員会が各校に責任を持って派遣すること。
 - ②女子の内科検診の際は、児童生徒が心理的に安定し、スムーズに検診が進むよう女性医師を派遣すること。
- (4) 保健関係書類について
 - ①保健関係書類の改訂にあたっては、学校現場の意見が十分反映されるようにすること。

4. アレルギーを持つ児童生徒の増加は養護教諭の心身の負担となっているため、アレルギー対策の充実を求めます。

- ①食物アレルギー児童生徒の対応のために、養護教諭に任されることがないようにすること。
- ②アレルギー研修を行う際、各学校の養護教諭が計画の立案・準備等で負担が生じている現状がある。初任者に対しては初任者研修等に計画し、管理職に対しても教育委員会が責任を持って行うこと。

5. 子どもの健康実態について次のことを求めます。

- ①学校保健統計を継続し、成長発育期にある子どもたちの集団としての健康実態を明らかにすること。
- ②豊中の児童生徒の裸眼視力が年々低下している。タブレットやプログラミング学習、オンライン授業などが視力に及ぼす影響について研究し、眼精疲労や頭痛を訴える児童生徒が増えないよう ICT 機器の使用について学校に指導すること。

6. 感染症予防対策に関して養護教諭の負担軽減を求めます。

- (1) 市内や小中学校の感染症の流行状況は、学校現場にも連絡すること。
- (2) 手洗い場の水道蛇口を自動水栓化にし、冬場には温水も使えるようにすること。
- (3) トイレの全面改修を早急にすること。

7. 養護教諭の健康保障について次のことを求めます。

- (1) 養護教諭は児童生徒の血液にさらされる機会が多いため、希望者にはB型肝炎の予防接種を無償で受けられるようにすること。
- (2) 未知の感染症が流行しワクチン接種が有効な場合は、教職員が優先的に受けられるようにすること。